



毎年多くの人出でにぎわう「さつきまつり」。

「さつきまつり」にお出かけを

5月23日から6月8日まで、市民会館前広場を会場に「新津さつきまつり」が開かれます。初夏の風物詩「さつきまつり」に、ご家族おそろいでお出かけください。会場にはのべ10万鉢のさつきが並べられるほか、専門家やアマチュアが丹精こめて育てた作品も展示されます。会員作品展…5月23日～26日 県下アマチュアコンクール展…5月27日～31日

「プロのアドバイスで」 緑をぐーんと増やそう

青空緑化教室へ出かけませんか

これからのもちづくりに、緑を欠かすことはできません。市も全力をあげて緑化に取り組んでいます。市役所、各家庭で、樹木を植えていただくことも緑化促進に大きく役立ちます。でも、せっかく樹木を植えても手入れを間違えて枯らしてしまったとか、病害虫にやられてしまったという経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。これから、お気軽にお出かけください。

「青空緑化教室」は春、秋の二回計画していますが、春は次の日程で行います。

□とき：五月二十四日(日)の午後一時～四時

□ところ：ごね公園(中野)、北上公園(北上第二広場)

□内容：庭木の選び方、植え方、整枝、剪定、庭造り、季先着五十名に、植木小鉢(苗)

また、相談の状況によっては、現地向いて調査指導を行う予定です。

※当日、相談に見えられた方

先着五十名にプレゼントも

防虫の松くい虫の防除

ご注意ください



防除剤を散布した場所には近づかないでください。

松は新津のシンボルともいえる美しい木です。ところがここ数年、松くい虫の被害が全国的に広がっており、秋葉山一帯も例外ではありません。このため、市では五月二十七、二十八日の二日間、防除と伐採を行います。対象地域は秋葉山一帯と草水、小口、旧金津地区です。防除剤は毒性のため、散布

した場所には立札を立てておきます。五月二十七日から六月五日頃までの間は、その周辺に立ち入らないようにしてください。

また、健康への感染を防ぐため、地上散布も六月下旬頃に予定しています。山菜取りや笹取りで山へ入る場合は、立札のある付近には近づかないよう、ご協力ください。

お買物、ご用命は市内で

室内装飾・美術表装・襖・壁・額

表具 一心堂

一級技能士 訓練指導員 鈴木正義 本町3 2-2035

靴なら何でも揃うイザワ

靴のイザワ

＊あるく楽しさをお届けするー＊

TEL(2)0625

老人配偶者控除を新設

市税条例が一部改正されました

五月十二日、市議会五月臨時会が開かれ、市税条例が一部改正されました。

これは地方税法の一部改正されたことに伴うもので、個人市民税の所

得割の非課税限度額の引き上げ、老人配偶者控除の新設、市民税法人税割の税率引き上げ、法人市民税の均等割の税率適用区分の改正などが主な内容となっています。

引き上げられました。

また、扶養控除などの改正は行われませんが、均等割だけを納める人の課税最低限度も、十七万六千円から十八万四千円に引き上げられました。

「老人配偶者控除」が新設されました

「老人配偶者控除」が新設されました。これは控除対象配

国税モニターに石井さん

昭和五十六年度の新津市の国税モニターが決まりました。石井久友さん(山谷町一)です。



石井 久友さん

国税モニターは、みなさんの意見を税務署へ通すパイプ役です。国税に関するご意見、ご要望、あるいは苦情などがありましたら、国税モニターの石井さんまでどうぞ。

石井久友さん
山谷町一丁目七十八
電話二一四五九〇

印紙税が改正された



五月一日から、印紙税が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

▼商品券、ギフト券などの物品切手で、券面金額が記載されているものでもあっても、引き換えに給付される物品の金額が明らかとなるときは、その

た、紙税が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

地方税法の一部改正に伴って、市民税法人税割の税率が百分の一・四・五から百分の一・四・七に引き上げられます。この規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度の市民税法人税割から適用されることになっています。

また、法人市民税の均等割

▼いままで百円の印紙税がかかっていた文書の印紙税額が二百円になるなど、印紙税の税額が二倍に引き上げられました。

▼商品券、ギフト券などの物品切手で、券面金額が記載されているものでもあっても、引き換えに給付される物品の金額が明らかとなるときは、その金額に応じて印紙税がかかることになりました。

偶者のうち、七十歳以上で障害者に該当しない人を対象として適用され、控除額は二十万円です。

法人税割の税率が百分の一・四・七に

地方税法の一部改正に伴って、市民税法人税割の税率が百分の一・四・五から百分の一・四・七に引き上げられます。

この規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度の市民税法人税割から適用されることになっています。

また、法人市民税の均等割

の税率適用区分も改正されま

す。これまでは資本金額または出資金額、従業員数などを

基に税率が決まっていたが、資

本の積立金額も加えられるよう

になったものです。この規定

は、昭和五十六年四月一日

以後に終了する事業年度の分

の法人市民税から適用されます。

軽自動車税の月割課税、還付制度を廃止

四輪の軽自動車や二輪の小型自動車(二五〇ccを超えるオートバイ)、特殊作業用車(二五〇cc以下のフォークリフトなど)に認められていた月割課税、還付制度が廃止されました。これらの車種は、原動機付自転車と同様、年一回の課税となります。

▼四月一日現在の所有者は、一年分が課税されます。

▼四月二日以後に廃車をしても還付されません。

▼四月一日以降に新規及び所

有権移動の登録をしても、その年度は課税されません。

新築住宅減額措置の床面積要件を緩和

新築住宅については、取得後三年間(三階以上の中高層耐火建築物は五年間)、税額の二分の一相当額が減額されていますが、このたび、この床面積要件が緩和されました。

現行百平方メートル以下を四十平方メートル以上百六十五平方メートル以下に改め、百六十五平方メートルを超えて百六十五平方メートル以下の住宅については、百平方メートル相当分が減額されることになりました。

なお、百六十五平方メートルを超えて改定は、昭和五十六年四月一日以後に新築された住宅について、昭和五十六年度から適用されます。四十平方メートル未満の住宅については、昭和五十六年一月一日までに新築された住宅に限り減額の措置が適用されます。

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

おいしい!!フレッシュ!!健康...

おくりものにフルーツをどうぞ
商品券も御利用下さい

フレッシュでおいしい! 果物の店 やまいし

新津市本町3 TEL 3-0397



東芝ストア

より良いサービスと
楽しい暮らしに奉仕する店

(株) 八重電商事

本町二 TEL 4-3131(代)